

【参考資料】

知立市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 7 月
令和 4 年 9 月 改定

知立市通学路安全対策協議会

1 プログラムの目的

知立市では、従来から「知立市交通安全担当者会」を設置し、通学中の児童生徒の安全確保に取り組んできました。

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、一層効果的な交通安全対策を図ることを目的として「知立市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 知立市通学路安全対策協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「知立市通学路安全対策協議会」を設置しました。

知立市通学路安全対策協議会メンバー

① 知立市教育委員会学校教育課（事務局）

② 知立市危機管理局安心安全課

③ 知立市建設部土木課

④ 安城警察署交通課

⑤ 各校交通安全担当者

*必要に応じて考えられる団体等

国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所

愛知県知立建設事務所維持管理課・道路整備課

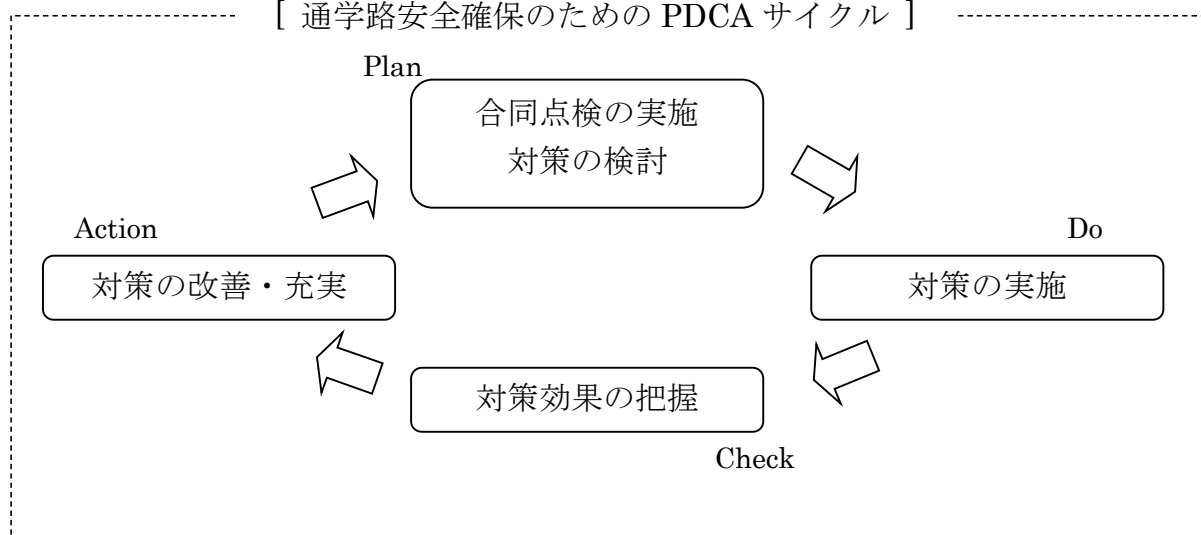
3 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【 通学路安全確保のための PDCA サイクル 】



(2) 定期的な安全点検 (Plan)

○ 安全点検の実施時期・体制等

- ・学校ごとに、年度始めに通学路の確認・安全点検を実施します。
- ・学校・保護者・地域（学校安全ボランティア）が連携を図り、対策が必要な危険箇所を抽出し、各小学校から教育委員会に通学路の危険箇所の報告をします。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ・各校の危険箇所の報告書に基づき、教育委員会・危機管理局安心安全課・建設部土木課・安城警察交通課が合同で点検します。
- ・関係各機関と連携を図りながら、危険箇所の確認と具体的な対策メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係各機関と連携を図っていきます。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- ・対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認します。
- ・「事故の数の把握」「学校・保護者の意見」等、効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・対策実施後も、繰り返し安全点検を実施し、新規の危険箇所の把握や対策内容の改善・充実を図ります。

4 通学路点検まとめ対策箇所一覧表について

- ・学校区ごとの点検結果や対策内容については、学校区ごとの「通学路対策箇所一覧表」を作成し、関係者間で認識を共有します。